

2017年11月17日

## 川崎医療福祉学会 編集委員会 投稿規程 (和文誌、英文誌共通)

### 1. 投稿内容

本誌（和文誌、英文誌を含む；以下同じ）への投稿原稿は、医療福祉およびその関連領域の学術的発展に寄与する論文とし、他誌に未発表のものに限る。

### 2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として川崎医療福祉学会会員に限る。共著者も論文掲載時には会員でなければならぬ。

### 3. 投稿承諾書

投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任を持つことを明示し、署名捺印した投稿承諾書またはそれに相当する文書を添付する。

### 4. 投稿の区分

投稿論文の区分（原稿の種類）として、以下を設ける。

総説（review article）：一つのテーマに関連する多くの研究論文の総括、評価、解説等。

論説（essay）：各分野における活動、政策、動向などについての提案、提言。

原著（original paper）：新知見または創意を含むもの。

短報（short report）：原著と同じ性格であるが、研究完成前あるいは速報的に書かれたもの。

資料（material）：調査、統計等に関するもの。

症例報告／事例報告（case report）：学術的ないし実践的に興味深い症例・事例を報告するもの。

### 5. 投稿原稿

本規程および執筆規程に従うものとする。

### 6. 採否

投稿原稿の採否は、査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。場合により修正を求めることがある。修正を求められた場合は原則として2週間以内に修正原稿を提出することとし、特段の理由なくその期限を過ぎた場合、査読を停止し著者に差し戻しおこなう。差し戻された原稿は、次号以降にエントリー及び投稿があった場合、新規の投稿論文として処理される。

### 7. 校正

著者校正は初校のみとする。この際、文章の書き換え、図表の修正は原則として認めない。

### 8. 掲載料

掲載料は執筆規程に定める範囲内までは無料とするが、それを超えるものに関しては、その分量に応じて超過料金を支払うものとする。超過料金の金額については別に定める。

### 9. 別刷

別刷は30部まで無料（ただし表紙なし）とし、これを超える場合は、実費負担とする。

### 10. 著作権

本誌に掲載された原稿の著作権は、川崎医療福祉学会に属する。但し、著者が使用する場合は本会の許諾を必要としない。

### 11. 投稿先

投稿原稿は、別途定める方法に従い、下記宛に提出する。

〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学 川崎医療福祉学会誌 編集委員会事務局

### 12. 投稿規程の改正

本規程の改正は、編集委員会の議を経て行う。